

大阪市における「外国人起業促進支援窓口」運営サポート業務 プロポーザル公募要領

公益財団法人大阪産業局では、外国人起業家の受け入れ拡大と起業促進を目的に、大阪市による「外国人起業促進支援窓口」を大阪イノベーションハブ（OIH）に設置しています。

「外国人起業促進支援窓口」では、大阪市による「外国人起業活動促進事業」にかかる起業準備活動計画の申請受付および計画書の作成支援を行い、「特定活動」の在留資格（スタートアップビザ）の認定を受けた外国人起業家の「経営・管理」の在留資格の取得に向け、起業準備活動のサポートを実施しています。

本業務について、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

※大阪市「外国人起業活動促進事業」について

通常、起業を志す外国人が、「経営・管理」の在留資格の認定を受けるためには、出入国在留管理局への申請時に、事務所の開設に加え、常勤職員を2名以上雇用するか、資本金の額又は出資の総額が500万円以上必要であるなどの要件を整えておく必要があります。本事業では、外国人起業家が「外国人起業促進支援窓口」において、支援を受け作成した起業準備活動計画を大阪市に提出し、大阪市が1年以内に「経営・管理」ビザの要件を満たす見込みであると判断した場合に、確認証明書を発行します。この確認証明書と必要書類を出入国在留管理局に提出し審査を受けることにより、最長2年間（1年後に更新が必要）の在留資格「特定活動」が認められます。

1. 案件名称

大阪市における「外国人起業促進支援窓口」運営サポート業務

（1）業務の趣旨・目的

多様なグローバル人材の受入れと活躍を促進することで、国際的なスタートアップ拠点としての大阪のプレゼンスを高めるとともに、地域経済の活性化及び持続可能なスタートアップ・エコシステムの形成の加速化を図るため、世界中から挑戦意欲のある外国人起業家を大阪に呼び込み、スムーズに起業準備活動を進められるよう、支援窓口での相談対応や活動計画書の作成支援、在留資格取得に向けた伴走支援等を効果的かつ効率的に進めることを目的として、本業務を実施する。

（2）業務内容

大阪市における「外国人起業促進支援窓口」運営サポート業務委託仕様書（別紙1）による。

（3）契約上限額

¥5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（4）契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※令和 7 年度における業務受託者は、当該業務の履行状況が良好と認められた場合、令和 8 年度の業務委託における優先的な交渉先とし、審査を経て契約予定事業者とすることを予定しています。なお、予算措置の状況等により、今後内容が変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

(5) 履行場所

発注者の指定場所

2. プロポーザル概要

(1) 名称

大阪市における「外国人起業促進支援窓口」運営サポート業務プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）

(2) プロポーザル参加資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ② 直近 1 ヶ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ③ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- ⑤ 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- ⑥ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- ⑦ 2 つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記①から⑥の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。

ア．構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ．参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

ウ．代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

エ．参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

オ．単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

カ．各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

(3) 公募期間

令和 7 年 7 月 15 日（火）から令和 7 年 8 月 5 日（火）

(4) 質問について

プロポーザルに関する質問については、令和7年7月22日(火)午後5時までに、メールにて送付してください。電話での質問は受け付けません。

【質問について】

- ・ 送付先メールアドレス: soumu@sansokan.jp
- ・ 件名に「大阪市における「外国人起業促進支援窓口」運営サポート業務質問」と明記してください。
- ・ 発信者名(所属名・担当者名)及び返信先電子メールアドレスを必ず記載してください。

また、ご質問の回答については、令和7年7月29日(火)午後2時頃(予定)に、大阪産業局WEBサイトにて公開いたします。[\(https://www.obda.or.jp/\)](https://www.obda.or.jp/)

(5) プロポーザル書類の提出について

「プロポーザル提出書類」((6)に記載)を、提出期限までに持参、もしくは郵送で提出すること。

提出期限: 令和7年8月5日(火)午後5時 必着

提出先: 大阪産業創造館 13階 大阪産業局 統括室総務部 太田 宛

(〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館 13F)

(6) 提出書類

①提出書類:

ア 応募申込書(様式1)

イ 企画提案書(様式2)

審査の際の匿名性を担保するため、記名・押印等が必要な表紙等を除く企画提案書本文の記載にあたっては、提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないこと。

ウ 応募金額提案書(様式3)

エ 事業実績申告書(2年間程度の実績)(様式4)

オ 共同企業体で参加の場合

共同企業体届出書(様式5)

カ 誓約書(様式6・様式7)

※様式6及びについては、共同企業体で参加する場合も、参加企業全てが提出すること。

キ 会社・団体概要

②提出部数:

上記ア～キ 正本1部

上記ア～オ 副本5部

※なお、副本については、審査の際の匿名性を担保するため、提案社名等、提案者を特定できる文言については、黒く塗りつぶすなどして提出すること。

(7) 提案内容に対するプレゼンテーションの実施

- ①日時：令和7年8月18日（月）午後（予定）（時間帯は各社に後日通知します。）
各社最大30分間（プレゼンテーション：15分間、質疑応答：15分間）を予定。
出席者は1社3名まで。
- ②場所：大阪産業創造館を予定

3. 受注候補者の決定

(1) 評価委員会の設置

参加企業の中から受注候補者を決定するため、別に、「大阪市における「外国人起業促進支援窓口」運営サポート業務受注候補者選定要領」を定め、企画提案評価委員会を設置する。

(2) 評価委員会の開催

開催日時：令和7年8月18日（月）午後（予定）

(3) 評価基準

評価項目	審査内容	配点
目的・内容の理解度	本業務の目的や「外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ）」制度の趣旨を十分に理解し、それを的確に反映した提案となっているか。	15
提案内容の有効性、実現性	外国人起業家からの多様な問い合わせ対応や、計画書のブラッシュアップ、申請対応について、適切かつ迅速に対応する能力を有し、効果的なオペレーションプロセスを構築・運用できると見込まれるか。	30
実施体制	提案に係る業務を的確に実行するために必要かつ十分な体制が整っているか（人員構成、役割分担、外国語対応の能力・水準など）。	30
実績等	類似業務や外国人支援事業に関するこれまでの実績やノウハウを有し、円滑な実施が期待できるか。	20
事業経費の妥当性	経費見積額は、提案業務内容に対して適当な金額となっているか。	5
合 計（委員1名あたり）		100

4. 結果の通知

応募事業者（共同企業体の場合は代表者構成員）全員に、結果を文書で通知する。

（令和7年8月22日（金）予定）

5. 留意事項

- ① 応募に要する費用は、すべて参加企業の負担とする。
- ② 提出書類等は、返還しない。
- ③ プロポーザル参加により、知り得た秘密を第三者に漏らすことを禁じる。

6. 関係資料等

- ・ 【別紙1】大阪市における「外国人起業促進支援窓口」運営サポート業務委託仕様書
- ・ 大阪市「外国人起業活動促進事業」にかかる起業準備活動計画の申請受付について
(<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000468842.html>)